

協働のまちづくり かわら版

Vol. 9
2009年6月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)
FAX：0256-92-2110
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報をお届けしています。

「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」がスタートしました。

いよいよ始動！『燕市まちづくり基本条例市民検討会議』

燕市では「市民とともに築くまち」を実践し、市民参加の仕組みづくりや市民の皆さんと行政の協働によるまちづくりを推進するための基本ルールとなる「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向けて検討していくために、燕市まちづくり基本条例市民検討会議を立ち上げました。

市民検討会議のメンバーは、公募に応じていただいた市民の皆さん25名と職員15名の40名です。

『燕市まちづくり基本条例市民検討会議』の役割は？

市の条例づくりは、最初の案の部分から職員が検討して立案するというのがこれまでのやり方でした。しかし、みんなでまちづくりを進めていくためのルールづくりには、その策定のプロセスで市民参画とともに市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。

そこで今回は、市民の皆さんと一緒に条例の素案をつくりたいという思いから、市民の皆さんにお声掛けをして、応募していただきました。

この市民検討会議は、「市民と行政との協働のまちづくりに関すること」や「(仮称)まちづくり基本条例」に盛り込むべき内容について検討を行い、市長に(仮称)まちづくり基本条例の素案として提言していただくということが目的です。

条例素案の策定に向けてまだ歩き始めたばかりですが、これからもこの協働のまちづくりかわら版で会議の様子をお伝えしていきますので、ご期待ください。



「第1回まちづくり基本条例市民検討会議」を開催しました。

協働のまちづくりの枠組みを構築するための具体的な取り組みとして、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」の第1回目の会議を6月6日に吉田公民館で開催しました。

その内容についてお知らせします。

(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けて「はじめの一步」を踏み出しました！

いよいよ、(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた具体的な検討がスタートしました。

今回の会議では、金子副市長からまちづくり基本条例市民検討会議のメンバーへ委嘱状が交付され、自己紹介を行いました。その後、「これまでの取組みの経緯」、「市民検討会議の設置の趣旨」や「会議の運営方法」について確認や意見交換を行いました。

質疑応答や意見交換では、活発な意見や質問が出され、委員の皆さんの熱意があふれる会議となりました。



(仮称)まちづくり基本条例の検討に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

【挨拶】(金子副市長)

『自分達のルールを自分達でつくるということ』

昨年度、自由参加のまちづくり基本条例市民学習会を開催させていただきました。本来、条例は自治体がつくり、議会がそれを議決して条例が制定されますが、今回は、条例をつくる過程から市民の皆様に参加していただき、あらゆる方面で、あらゆる立場でまちづくりの議論を積み重ねていただきたいと思います。

まちづくり基本条例の最も重要なことは、自分達のルールを自分達でつくるということであろうと思っています。そういう意味で市民の皆様から参加していただき、皆様から理解される条例をつくりたいと思っています。まちづくり基本条例の先進事例は全国に数多くありますが、会議を重ねていく中で皆様からまちづくりに対するいろいろな意見を出していただく、この条例をつくる過程が一番重要なのではないかと考えているところです。

講演 『燕市まちづくり基本条例(仮称)を考える視点』

(アドバイザー) 新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健さん

市民検討会議の役割

この会議に課せられているのは、審議会としての役割です。一般的に審議会としての役割とは、市長に対して意見を具申するということ。つまり、審議会で言った意見は、最終的に市長が決断をするということです。しかし、ここで議論したことが全く無駄になることはありません。ただし、細にわたって意見が全て通るのかと言ったら、それは通らないということです。では、皆さんがここで議論することの意義は何か。それは地域特性であり、皆さんでしか議論し得ない部分です。

まちづくりをどのように捉えるか

「まちづくり」と言うと、都市計画の話であると考えられる場合があります。これも基本的には「まちづくり」です。ただし、それだけでは「まちづくり」ではないのではないかと。何を建てるかということも重要ですが、地域や人が住んでいる空間をどう管理していくのか、それが「まちづくり」であるということです。また、誰が、どうやって決めるのか、その過程やプロセスを決めておくことも重要で、そういったことも含めて「まちづくり」と言ったらどうかということです。



条例をどのように捉えるか

条例を拘束力があるものと考えたときに、ルールとして明示的に条例をつくるということの意味とは何か。地域に共通認識や共通理解が存在している状態では、改めて制度化する必要はありません。ただし、社会状況の変化により、共通認識が見えにくくなったこと、更には、合併して地域により認識が違うということがあり、少なくとも地域においてどういう認識があるのか確認する必要があります。

制度化するということは、今、住んでいる人達や新しく入って来た人達にも分かりやすいということ、更に、もっと良くするための目標を立てることができたり、その制度の変更の仕組みも設定できたりというプラス面があります。今まで明示的ではなかったことが、制度ができることによって、そこに住んでいる人達やそれを使っていく人達に影響を与えていくという、制度が人をつくるという側面もあります。それは、住民だけではなくて行政内部にも影響を与えていくこととなります。

条例の内容はどのようなものか、まちづくり基本条例をどのように捉えるか

条例の内容はつくり手次第です。どんなレベルでも、どんな内容でつくっても良いんです(法律に違反するようなものは駄目ですが)。また、地域に合った形でつくることが重要で、ある先進自治体が条例に規定したから、それを規定しなければいけないということはありません。

新発田市の取り組みで、条例を改正する規定が必要だと言いました。今の基準で、今つくれる範囲で条例をつくってみて、それを運用してみようということでしたので、条例を動かし、評価し、見直していく。市民と協働の最初の条例づくりということから100%の制度でなくても良いと思います。

どのようなまちづくり基本条例になるか、名称を含めて皆さんが議論していくことによって決まっていくこととなります。ここからは、皆さんの議論にかかってくることになると思います。

【事務局からの説明】

事務局から、今後まちづくり基本条例市民検討会議で検討を行っていただくにあたり、「まちづくり基本条例の検討項目」や「検討スケジュール」などについて説明を行いました。

(1) 全国のまちづくり基本条例の基本的な構成

まちづくりの基本となる理念や原則 市民、議会、行政など、まちづくりの主体の役割や責務	…情報共有の原則、市民参画と協働の原則など …市民の権利と責務、議会、行政の役割と責務など
市民参画や協働の仕組み	…審議会の委員の公募制度、パブリックコメント（意見公募の手続）制度など
市政運営の基本ルール	…行政評価、情報公開、計画的な市政運営など

(2) まちづくり基本条例とは

燕市らしい地域の特性を活かした、より良いまちづくりを進めていくためには、市内の様々なまちづくりの主体が、お互いに対等なパートナーであることを認め合い、共通のまちづくりの目標のもとで、それぞれの得意なものを発揮し、ともに連携し、協力しながら協働のまちづくりを進めていくことが重要です。また、新しい燕市のまちづくりにおいて重要なことは、そこに住む一人ひとりが、まちづくりの主体として身近なところから市政運営に参画して、まちづくりを進めていくことが何よりも必要になります。

まちづくり基本条例は、まちづくりの基本となる仕組みやルールを定めて、そのルールをまちづくりに関わる全ての人々が共有して、誰もが市政運営に参加でき、燕市に住み、働き、学び、活動するみんなが、一緒にまちづくりを考え、行動して、より良いまちづくりを進めていくための条例です。

具体的には、まちづくりの担い手である市民の皆さんや様々な団体の皆さんと行政とが、まちづくりを進めていく上で最も大事にしたいことや、これから目指していくまちの姿や目標を定め、それを共有して、共通の目標に向かってまちづくりを進めていくためのルールを定めるものです。また、市民の皆さんの役割、各団体や事業所の皆さんの役割、行政の役割といった役割分担や、それぞれの責務を定めて明確にするとともに、まちづくりに参加するための仕組みや、みんなが生き生き活躍できるためのルールを定めるものです。

まちづくり基本条例とは、言い換えれば、まちを元気にする、住民を幸せにするための道具であると捉えることもできます。

(3) 市民検討会議の3つの検討項目(案)

「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」 ～市民と行政がキャッチボールできる方法を考えましょう～
「燕市のまちづくりの主体(担い手)とその役割と責務(責任や義務)」 ～まちづくりの主人公は誰?～
「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」 ～燕市のまちづくりの基本ルールを考えましょう～



(4) 市民検討会議の検討スケジュール(案)

	検討項目の検討期間	提言書の策定期間	条例案策定期間	周知・運用期間
	平成21年度	平成22年度		平成23年度～
市民検討会議	検討項目の検討	提言書(素案)のまとめ策定		
庁内検討委員会			提言書に基づき条例案の検討 策定	
関係する事務			・パブリックコメント ・議会への提案 議決 ・条例の公布	
(仮称)まちづくり基本条例の周知・運用等	検討内容の周知 ・広報、ホームページ ・フォーラム等の開催	・検討内容の周知 ・市民との意見交換		周知・運用・見直し

協働のまちづくりの豆知識

今回のかわら版では、東京都三鷹市の協働のまちづくりの取り組みについての事例をご紹介します。今後も機会をとらえて、他の自治体の事例等をご紹介します。乞うご期待です！

三鷹市 協働の取り組みの紹介

三鷹市自治基本条例・・・平成18年に、自治体の憲法として市政運営の基本理念や基本方針などを条例で決めました。三鷹市では、市民自治による協働のまちづくりを一層推進するために、この自治基本条例を制定しました。その第32条に協働のまちづくりについて謳われています。

(協働のまちづくり)

- 第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。
- 2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。
 - 3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

三鷹市市民協働センターの紹介

三鷹市では、市民等の提言により、市民とともに新しいアイデアを生み出し、汗を流し、ともに事業を進める「協働のまちづくり」を進める拠点施設として、平成15年12月に「三鷹市市民協働センター」を設置しました。運営も、市とNPO法人でパートナーシップ協定を締結し、公設協働運営を行っています。

市民協働センターの機能は、

- 市民活動サポート機能・・・NPO法人の設立やマネジメント支援、住民協議会との連携、交流支援等
- 市民参加窓口機能・・・まちづくりに関する調査・研究、市民参加の支援、市との連絡調整等
- 協働推進機能・・・協働事業の公募、NPO等の企画提案へのサポート等
- 場の提供と情報交流機能・・・市民活動団体への場の提供と情報交流

具体的には、三鷹市市民協働センターの150の利用登録団体について、会員募集や各団体間の交流のため、市民協働センターの掲示板やホームページなどに情報が掲載され、各団体の情報交換・情報共有の機能が発揮されています。また、市民協働センター内では、団体が活動するにあたって必要なパソコンや印刷機、製本機、会議室などが整備され、また団体が運営するのに参考となる資料も自由に閲覧でき、さらにレターケース(無料)やロッカー(有料)の利用ができるようになっているなど、団体の運営のサポートや相談窓口、交流の場としての機能も発揮されています。

まちづくり基本条例庁内研修会を開催しました。

今年度から設置された「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」との連携のもと、市役所でも全庁で「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向けて取り組む必要があります。

市では6月3日、吉田産業会館で職員対象のまちづくり基本条例庁内研修会を開催し、44名の職員が参加しました。

- (内容) ・協働のまちづくりの必要性について
 ・(仮称)まちづくり基本条例と市の関係性について
 ・市民活動団体等との協働について

まちづくり基本条例市民検討会議
 の開催日程

第2回市民検討会議

日時：平成21年7月4日(土)10:00～
 場所：吉田公民館 講堂(3階)

第3回 市民検討会議

日時：平成21年8月1日(土)10:00～
 場所：吉田公民館 講堂(3階)

会議はどなたでも傍聴できますので、
 興味のある方はぜひお越しください。

編集後記

燕市まちづくり基本条例市民検討会議がいよいよ始動しました。(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた検討を進めていくにあたり、皆さんの議論がストップすることのないよう、事務局スタッフの一人として頑張りたいと思います。また、学習会のときからのセリフですが、「楽しくない議論に参加したいと思う皆さんは少ないはずですし、まちづくりの議論は楽しくやらないと意味がありません」。今回も、できるだけ皆さんに負担のかからないようスムーズに、また楽しく議論ができるような会議にしていければと思います。(す)